

平成28年度における創業支援の取り組みについて

1. 経緯

区においては、従前から実施してきた創業支援事業をもとに、その再編充実を推進しつつ、区民等による新規の事業の創造等を支援するため、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画（以下「計画」という。）の認定を受けることとし、平成27年12月に申請を行ったところである。

平成28年1月13日に結果の公表があり、区の計画が産業経済省及び総務省から認定された。ついで、計画に係る創業支援事業をはじめ、以下のとおり創業支援に取り組むこととする。

2. 事業内容等について

平成28年度から平成30年度までの3年間の期間とする計画の事業を中心に、平成28年度においては以下の創業支援事業を実施していく。

| 実施事業 | 事業の概要 | 実施時期 |
|---------------------------|--|--|
| 1. ワンストップ相談窓口 | 中小企業診断士が、相談者の状況や事情等を考慮し、区の事業や関連機関が実施する支援事業を紹介するなど、創業に向けた案内や助言等を行う。 | 年間（事前予約制） |
| 2. 実践めぐろ創業塾 【特定創業支援事業】 | 大学教授や中小企業診断士等が、創業に必要な経営、財務、人材育成、販路開拓等の知識を講義するとともに、事業計画策定のワークショップを行う。受講修了者には特定創業支援事業を受講した証明書を区から交付する。 | 平成28年 5月21日（土） 6月25日（土） 全2日間 4月5日 広報及び ホームページ掲載 |
| 3. 融資・経営相談窓口 | 創業にあたっての資金調達に関して、具体的な資金計画等の相談に応じ、金融機関へのあっせんを行うことで、創業実現を支援する。 | 年間（事前予約制） |
| 4. 信用保証料補助 | 区の制度融資（中小企業創業支援資金融資）を利用する場合には、信用保証料を原則として都と区がそれぞれ1/2ずつ負担する。 | 年間（融資実行後） |
| 5. 教育機関等の連携 | 創業のアイデアを形にするための方法論等を体験的に学ぶ「スタートアップウイークエンド」（東京工業大学のプロジェクトチームが協賛し同大学にて開催）への参加希望者を区で募り、その参加費用を区が補助する。 | 平成28年 6月3日（金）～ 6月5日（日） 4月25日 広報及び ホームページ掲載 |

国の
補助金
1件100

※以上の事業実施にあわせて、既存の区の事業であるものづくり事業者支援事業（補助金制度）やビジネスサポート事業（中小企業診断士が実際の事業所等に3回赴き、経営上の課題の指摘や助言等を行う事業。費用は全額区が負担。）等を、創業者に適時紹介もしくは案内等を行うことで、創業後の継続的な支援の充実も図っていく。

3. 計画の目標について

ワンストップ相談窓口については、PRの拡大及び充実を図ることで、年間100件程度の相談を受け付け、そのうちの20件程度の創業を目標とする。また、実践めぐろ創業塾は30名程度の参加を募り、そのうち10件程度の創業を目標とする。

計画の実施にあたっては、3か年にわたり、年間30件の創業を目指していく。

なお、創業の数値を確認するために、ワンストップ相談や実践めぐろ創業塾の利用者・参加者に関し連絡先を聞いておくなど、その後の創業状況等の確認を行う予定としている。

以 上